



よーし!
できたぞ!!



あら?
もう書き終えたんですか?



いやあ、思ったより簡単だったなー
あとは自分の遺志を書き残すだけだ



どれどれ...
えっ!? 遺言書なんていつの間に!?



実は昨年すでに作ってるんだ!



お父さん、池沼夫の話聞いてなかったでしょ?



じゃーん



これ全部パソコンで作ったでしょ? 自筆じゃなきゃダメだって言ってたわよ!



奥様のおっしゃる通り...これは法的には無効ですね
それに押印もありませんし!



いやー、これにきていいと云うに...
キャラクター...あれ? 藤原くん? 今日のは加藤涼くん?



え? そうだっけ?

遺言書にはルールがあります
そのルールから外れてしまうと法的効力がなく、トラブルの原因になりかねません

「相続」が「争続」にならないためには専門の弁護士や行政書士に一度相談することをオススメします

それとご主人「もしもの時の連絡名簿」が未記入になっていませんか?

あー、それなら地元新聞の「おくやみ欄」見てみんな来るかなーと思ってる

はああ? なに喜ばけてんの!? お父さんの実家、四国じゃないの! 私はそっちのお付き合い把握してないわよ!



実はこの「もしもの時の連絡名簿」を怠り喪主様が大変ご苦労される場合が多いんです

例えば事前に訃報をお知らせしておけば喪主様と面識がなくても当日「挨拶ができます

ああ! この方が幼馴染の! 山口と申します この度はお知らせいただき...

それに葬儀前に連絡することでより無駄のない通夜・告別式を迎えることができます

告別式には行けません! 通夜には伺います

なるほどー この名簿にはそんな深い意味があるのか

でも実際一件一件連絡するのって大変そうよね...
やりますよ 当社が。
え?
計報連絡代行サービス。
無料で。ええっつ?!
詳しくは次号...